

令和3年度最高裁判所総合評価審査委員会（第2回） 議事概要

開催日及び場所	令和3年10月29日（金） 最高裁判所，明海大学，工学院大学，明治学院大学
委員	委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授）
委員からの意見・ 質問及びそれに対する 回答等	別添のとおり

(別添)

議事1 令和2年度(下半期)工事等の発注状況について(報告)

- (1) 概要及び分析結果について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

一般競争入札による契約件数89件には、不落随契によるものを含むとの説明であるが、不落随契は何件か。

【事務局】

11件である。

【委員】

不落随契はなるべく行わないことが前提であると思うが、今期の件数や発生状況について何か説明はあるか。

【事務局】

出来る限り一般競争入札によって契約することが望ましいことは御認識のとおりであり、初回の入札手続においては、原則として不落時再度公告方式を採用し、工期等の事情により、再度公告を実施できない場合に不落随契交渉方式を採用している。

【委員】

了解した。一方で低入札もかなりあるが、何件あったのか。

【事務局】

89件のうち、27件が低入札であった。

【委員】

地域的な事情や市場の動向もあると思われるが、不落随契が1割以上あり、低入札の割合もそれなりにあるという状況は改善するよう努められたい。随意契約については、様々な事情からそうなったのであろうが、発注時から設計変更を減らす工夫をし、随意契約がなるべく少なくなるよう努められたい。

【事務局】

了解した。できるところから改善していきたい。

【委員】

不落随契や低入札は、例年と比較して、今年、特に増加したということか。

【事務局】

低入札に関しては、例年25%程度で推移しているところ、令和2年度には30%台になったことから、若干増加したことになる。

【委員】

了解した。

【委員】

新型コロナウイルス感染症の建設業界への影響や、資材高騰などのグローバルな要素も

考えられるため、引き続き不落随契や低入札の動向を注視してもらいたい。

**【事務局】**

了解した。

**【委員】**

入札参加者は増加傾向であるとの説明であったが、増加傾向は今後も続きそうなのか。

**【事務局】**

具体的な見通しは立たないが、令和3年度においても、1案件につき2～3者程度が参加している印象を持っている。

**【委員】**

何が理由として考えられるか。

**【事務局】**

推測であるが、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、受注を確保するために、裁判所の案件にも積極的に参加しているのではないかと考えている。

**【委員】**

了解した。

議事2 (業務) 簡易公募型プロポーザル方式の評価テーマの評価結果について

鳥取地家簡裁庁舎新営実施設計業務

- (1) 業務概要及び評価結果について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

委員会で議論するほど判断に迷いが生じたという印象は受けなかった。その中で、『外観設計の検討方法に関する提案』について、C者とD者の提案はBIMを使用したデジタル的な手法であるの対し、B者はそれに加え模型等のアナログ的な手法の提案もしている点で評価に差がついているが、C者とD者は、アナログ的な手法は当然のこととして提案に含めず、あくまでデジタル的な手法だけを使うという趣旨で提案してきたものと捉えて良いか。

**【事務局】**

本案件は実施設計業務として設計図書を作成するものであるが、単に図面を作成するだけでなく、業務中の我々へのプレゼンテーションも含めて、どのような方法が提案できるのかを考慮してテーマ設定したものである。したがって、模型の作製がベースにあるのかもしれないが、基本的には何も無いところから、どれだけのことができるのかを提案してもらうことになるため、提案に書かれていない内容は評価の対象にしないことになる。

**【委員】**

了解した。

**【委員】**

審査結果に対する異論はない。ただし、B者による屋根の提案は、基本設計で提示した案に対し、ルーバー材を広範囲に設置する提案とするなど、コストの増加や基本設計からの逸

脱が危惧される場所である。申請者はコスト対策も意識した上での提案と思われるが、その点についての補足説明をお願いする。また、ルーバーは金属製のものだと思われるが、耐久性を考慮すると、直射日光による変形が予想されるため、その固定方法も気になる場所である。申請者から確認したことがあれば説明願いたい。

**【事務局】**

ヒアリング時に確認したところ、この案で進めたいという提案ではなく、このような提案も可能であるという視点で捉えてもらいたいとの説明であった。技術面においても、コストへの影響や積雪地域での立地ということも踏まえた上で、提案の実現に必要な検討事項の洗い出しができていることから、単なる絵に描いた餅ではないものと考えている。

**【委員】**

断面図にある玄関ポーチの中間柱はなくなるのか。

**【事務局】**

そのとおりである。

**【委員】**

玄関のエントランスが正面の街道からよく見えるようにするため、見付けを大きくしたプランだと思われるが、基本設計では見付けは小さく重厚な門構えであったと記憶している。その点は改善されるのか。

**【事務局】**

このような手法も可能であるという提案として受け止めており、我々が実施したいことも踏まえて、設計事務所との間で方法を決定することになる。正面の街道から松越しに見える門構えについては、基本設計のイメージに拘ったものではなく、様々な手法を提案していきたいという積極的な姿勢によるものと捉えている。

**【委員】**

了解した。

**【委員】**

『漏水・結露対策の提案』において、基本設計の読み込み不足という評価があることに關し、仮にこの評価を受けた会社が受注した場合、基本設計より低い提案をした者を欠格ではないと判断した理由はどうなるのか。仕様の読み込み不足から基本設計より低い提案をした者が選定された場合、今後問題にならないか。今回はプロポーザルによる実施設計業務の選定とのことだが、施工段階での総合評価による入札結果において、申請者が提案をオプションだと考えているような事例が見受けられる。今回の事例においても、例えばCASBEE値としてSを目指す提案について、コスト面の検討状況の確認や、最終的に契約する価格内で業務が実施されることを確認しているということで良いか。工事の場合、入札後に提案内容のコストが問題になることがあるので、念のため確認しておきたい。

**【事務局】**

まず、契約について補足させていただく。工事の入札では技術提案の評価結果と応札金額の両方を加味して落札決定を行うが、プロポーザル方式においては、申請者の参加資格要件

と技術提案の評価結果に基づいて特定を行い、最終的に1位となった者との価格交渉を経て契約するため、全ての申請者が入札することにはならない。また、基本設計より低い仕様の提案については、読み込み不足であるものの、提案自体は成立し得るものであり、欠格とまではしなかったものである。委員が危惧されている点については、ヒアリング時に多くの整備手法や高い目標設定をした提案について、コスト面も含めた実現性の確認を行い、その中で、実現の確証が得られない提案については高い評価とはしなかった。

**【委員】**

了解した。

議事3 (業務) 簡易公募型プロポーザル方式の評価テーマの評価結果について

佐賀地家簡裁庁舎新営実施設計業務

- (1) 業務概要及び評価結果について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

評価に大きな差がない点が気になるところである。確認であるが、プロポーザルの結果で設計者を選定し、価格的要素のない中で選定した相手とプロポーザルを前提とした価格で契約する、という流れで良いか。

**【事務局】**

そのとおりである。

**【委員】**

価格的要素がなく、評価結果にも大きな差がない中で、結果として僅かな差で選定者が決まることになるが、申請者にとっては、その僅かな差がビジネス的には決定的な差につながることになる。かかる観点からすると、この方式が適切かどうか若干の懸念がある。

**【委員】**

ヒアリング時に感じたことの中で、先ほどの意見に関連することはあるか。

**【事務局】**

両者とも基本設計をよく理解し、実現性やコストについても検討した上で提案がなされており、差はあまりないという印象である。ヒアリングにおいて、鳥取のケースと同様、コスト面での裏付けについて確認したが、この点でも差は見られなかった。今回、議論の対象となる項目がなかったのも、結果として類似の提案がなされたためと考えている。ただし、A者からの重要機械室を最上階に設置するという提案については、基本設計から飛躍したものとして低い評価としており、これを論点とすることもできたと考えている。今後、このような提案については論点とすることを検討したい。

**【委員】**

プロポーザル方式というのは、価格競争ではなく、技術提案内容で差をつけることを狙ったものであるが、提案で差がつかないなら価格競争でもいいのでは、という話にならないか懸念されるところである。差がつかないということは、申請者からすると提案書の作成が定

型的な作業と化し、技術的な専門性を発揮する余地がないと思われてしまう。発注者として差が生じやすいような課題設定を考えないと、申請者は提案の勘所を習熟しつつあり、結果としてあまり差が生じなくなっているとも考えられる。そうするとプロポーザル方式で選定することについて疑問が残る。

**【委員】**

評価結果を見ると、A者には評価項目の中に0.4の評価がいくつか見られるが、B者に0.4の評価はない。最終的に生じた5点程度の差をどう捉えるかはともかく、0.4の評価がなかったB者の方が優れていることが読み取れなくもない。このように少し差が生じた『浸水時の機能確保の検討』については、委員会での論点にできたかもしれない。ただ、申請者が2者しかいない場合、2者間の比較のみの話になってしまう。そのあたりが評価の難しいところであると考えられる。

**【委員】**

2点ほど述べる。まず、先ほど事務局から説明のあった機械室の提案についてである。要するに基本設計から逸脱しているのであり、仮にこの申請者が高い得点となった場合、結果的に一部低い評価を受けた者が選定されることになる。低い評価だけに絞った話ではあるが、仮に欠格要件の一つと捉えれば、これだけで落選ということも考えられる。いくつかある低い評価のうち、最も低い評価の点を少し下げただけで良いのか、それともそれ自体で欠格となるのか、過去の提案と同じ内容の提案としたことで社名が判明してしまったというのは欠格になると思うが、そのあたりの線引きがあれば良いのでは、と感じたところである。

次に、B者の提案で、水路沿いに広い植栽帯を設けることで高評価としていることについて、駐車台数が基本設計と比較して減少しているように見え、またA者の提案より少ないように見えるが、そこは問題ないと判断したという理解で良いか。

**【事務局】**

2点目のB者の駐車台数についてであるが、基本設計で求めている台数と同じであり、配置は変更しているものの、台数に変更がないことは確認している。

**【委員】**

了解した。

**【事務局】**

欠格要件について補足すると、評価者の評価点数で0点の項目があれば欠格となるが、今回0点の項目はなかったため、欠格までには至らないということである。

**【事務局】**

委員の意見は、結果としてB者の点数が高かったが、仮にA者の点数が高かった場合、低い評価とした提案を実施させるべきなのかという指摘かと思う。その点について補足すると、A者の提案書には「機械室を最上階へ配置することを検討する」と表記されており、仮にA者が選定されたとしても、検討すること自体は契約として履行内容となるが、検討結果として採用するか否かについては発注者側に判断の余地があるため、欠格までには至らないと考えたものである。

**【委員】**

了解した。

**【委員】**

先ほどの意見に関連することだが、例えば、基本設計の理解度が低い提案者が1者だけ申請してきた場合でも、最終的にその1者を選定することになるのかということである。今ここで検討する話ではないが、今後に備えて心に留めておいたほうが良いのではないか。基本設計の理解度が低いという評価があった場合、最終的に成果物として提出されたものに瑕疵が無ければ良いが、瑕疵があった場合、選定段階での判断が不十分だったのでは、という批判も受けかねない。

**【委員】**

今の意見を今後の参考とされたい。

**【事務局】**

了解した。

(議事終了)